

我が国とブラジルの交流促進のための査証免除に関する提言

平成25年11月8日
全国知事会

現在、我が国では66ヶ国地域に対して査証免除措置を実施しており、うち中南米では12ヶ国がその対象になっていますが、ブラジルについては自治体交流や企業進出も含めて多種多様なチャンネルにて交流があり、世界最大の日系人コミュニティ（約150万人）、つまり「日本応援団」が存在するにもかかわらず、商用の数次査証が認められているだけにとどまっています。

今後、ブラジルでは2014年サッカーW杯開催、2016年リオデジャネイロオリンピック開催、2020年サンパウロ万博開催等の「黄金の10年」を迎え、他国が南米最大のブラジルマーケットに急速に攻勢をかけることが予想されますが、一層の交流促進を行い、需要を取り込むことにより我が国経済全体や各地域社会の発展、成長戦略の一つである観光立国の推進など様々な方面に寄与し、大きな効果をもたらすことは間違いありません。また、先般、2020年オリンピックの東京開催が決定したところであり、2016年開催国であるブラジルとの交流促進は、東京オリンピックの成功にも貢献するものと考えます。

さらには、日系人の方々が、ふるさとに里帰りをしたい、あるいはその子弟のみなさんにも日本を知っていただいて日本のファンになってもらう、そのような草の根の絆がクールジャパン等にも通じるだけではなく、世界における我が国のプレゼンスの発揮につながるものと存じます。

存在感を増す新興国ブラジルとの関係を、真に重要なパートナーとして深化させることは、今後の我が国の発展のため極めて有効であると考えますので、下記のとおり提言します。

記

- 1 我が国とブラジルの一層の交流促進のため、二国間における査証免除協定締結の実現を図ること。
- 2 当面の措置として、ブラジル人に対する観光、親族訪問等を目的とした短期滞在数次査証交付を早期に実施すること（観光、親族訪問等の目的で日本に滞在する場合、一定の審査条件（収入等）を課したうえで、最低でも1年若しくは3年有効の短期滞在数次査証を交付）。
また、日本人に対する観光、親族訪問等を目的とした短期滞在数次査証の有効期間を90日から3年に延長するようブラジル政府に働きかけること。
その上で、直近でタイやマレーシアに対して実施したように、短期滞在数次査証交付を1年間程度実施した後、ブラジルとの間で査証免除というステップへ進むこと。